

平成23年第4回

伊根町議会定例会会議録

平成23年12月13日（第1号）

伊 根 町 議 会

平成23年第4回（定例会）

伊根町議会 会議録（第1号）

招集年月日	平成23年12月13日 火曜日						
招集場所	ほっと館 ふれあいホール						
開閉の日時 及び宣告者	開会	平成23年12月13日 9時28分			議長	宮下 愿吾	
	散会	平成23年12月13日 13時34分			議長	宮下 愿吾	
応（不応）招 議員及び 出席並びに 欠席議員	議席番号	氏名	出欠	議席番号	氏名	出欠	出席10名 欠席 0名
	1	和田 義清	○	6	松山 義宗	○	
	2	上辻 亨	○	7	三野 三千彦	○	
	3	濱野 茂樹	○	8	泉 敏夫	○	
	4	宮下 愿吾	○	9	大谷 功	○	
5	佐戸 仁志	○	10	奥野 良一	○		
地方自治法 第121条 の規定によ り説明のた め出席した 者の職氏名	職	氏名	出欠	職	氏名	出欠	出席12名 欠席 0名
	町長	吉本 秀樹	○	総務課主幹	鍵 良平	○	
	副町長	小西 俊朗	○	住民生活課主幹	上山 富夫	○	
	教育長	石野 渡	○	地域整備課主幹	白須 剛	○	
	総務課長	今岡 敬雄	○	教育次長	梅崎 良	○	
	住民生活課長	芦原 誠	○	会計管理者	前野 義明	○	
地域整備課長	泉 良悟	○	代表監査委員	石倉 靖司	○		
職務のため 出席した者 の職氏名	議会事務局長	今岡 敬雄	○	主査	横川 純	○	
				主事	上岡 真次	○	
会議録 署名議員	1番	和田 義清		6番	松山 義宗		
議事日程	別紙のとおり						
会議に付 した事件	別紙のとおり						
会議の経過	別紙のとおり						

平成23年 第4回 伊根町議会定例会

議事日程 (第1号)

平成23年12月13日(火)

午前 9時30分 開議

- | | |
|-------|--|
| 日程第 1 | 会議録署名議員の指名 |
| 日程第 2 | 会期の決定 |
| 日程第 3 | 諸般の報告 |
| 日程第 4 | 議案第60号 平成23年度伊根町一般会計第5回補正予算 |
| 日程第 5 | 議案第61号 平成23年度伊根町国民健康保険特別会計第2回補正予算 |
| 日程第 6 | 議案第62号 平成23年度伊根町介護保険特別会計第1回補正予算 |
| 日程第 7 | 議案第63号 平成23年度伊根町後期高齢者医療特別会計第1回補正予算 |
| 日程第 8 | 議案第64号 監査委員の選任について |
| 日程第 9 | 議案第65号 人権擁護委員候補者の推薦について |
| 日程第10 | 議案第66号 固定資産評価審査委員会委員の選任について |
| 日程第11 | 議案第67号 財産区管理委員の選任について |
| 日程第12 | 議案第68号 伊根町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正について |
| 日程第13 | 議案第69号 筒川いきいき交流ハウスの設置及び管理に関する条例の一部改正について |

- 日程第 1 4 議案第 7 0 号 伊根町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正について
- 日程第 1 5 議案第 7 1 号 財産の無償譲渡について
- 日程第 1 6 議案第 7 2 号 平成 2 3 年度伊根漁港海岸保全施設整備工事変更請負契約の締結について
- 日程第 1 7 議案第 7 4 号 災害復旧事業の施行について
- 日程第 1 8 伊根町選挙管理委員会委員及び補充員の選挙について
- 日程第 1 9 発議第 2 号 伊根町議会会議規則の一部改正について
- 日程第 2 0 発議第 3 号 職員の給与に関する条例の一部改正について
- 日程第 2 1 発議第 4 号 伊根町生き生きまちづくり定住促進補助金の交付に関する条例の制定について

会議に付した事件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 議案第 6 0 号 平成 2 3 年度伊根町一般会計第 5 回補正予算
- 日程第 5 議案第 6 1 号 平成 2 3 年度伊根町国民健康保険特別会計第 2 回補正予算
- 日程第 6 議案第 6 2 号 平成 2 3 年度伊根町介護保険特別会計第 1 回補正予算
- 日程第 7 議案第 6 3 号 平成 2 3 年度伊根町後期高齢者医療特別会計第 1 回補正予算
- 日程第 8 議案第 6 4 号 監査委員の選任について
- 日程第 9 議案第 6 5 号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 日程第 1 0 議案第 6 6 号 固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 日程第 1 1 議案第 6 7 号 財産区管理委員の選任について
- 日程第 1 2 議案第 6 8 号 伊根町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正について
- 日程第 1 3 議案第 6 9 号 筒川いきいき交流ハウスの設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 日程第 1 4 議案第 7 0 号 伊根町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正について
- 日程第 1 5 議案第 7 1 号 財産の無償譲渡について

- 日程第 1 6 議案第 7 2 号 平成 2 3 年度伊根漁港海岸保全施設整備工事変更請負契約の締結について
- 日程第 1 7 議案第 7 4 号 災害復旧事業の施行について
- 日程第 1 8 伊根町選挙管理委員会委員及び補充員の選挙について
- 日程第 1 9 発議第 2 号 伊根町議会会議規則の一部改正について
- 日程第 2 0 発議第 3 号 職員の給与に関する条例の一部改正について
- 日程第 2 1 発議第 4 号 伊根町生き生きまちづくり定住促進補助金の交付に関する条例の制定について

会 議 の 経 過

平成23年12月13日(火)
午 前 9時28分 開議

◎ 開会・開議の宣言

○議長(宮下愿吾君) おはようございます。

12月定例会が招集になりました。ご苦労さんでございます。

早速ですが、これより会議を始めます。

最初に、町長より招集のあいさつを求めます。吉本町長。

○町長(吉本秀樹君) 皆さん、おはようございます。

定例会の開会に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

先週末は、今期一番の寒気が流入いたしまして、大変冷え込みました。日本各地から初雪や積雪のニュースが舞い込んできたわけでございます。

師走となりまして、1年を締めくくる、その時期を迎えております。

本日ここに平成23年第4回伊根町議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様方には何かとご多用の中ご出席を賜り、厚く御礼を申し上げます。

さて、原発事故に伴うこの夏の節電対策につきましては、町民の皆様方にご理解とご協力を賜り、心より厚く御礼を申し上げます。これから迎えます冬季におきましても、暖房や照明の使用が多くなるシーズンであることから、引き続き節電に努めることとし、広報を通じてご協力をお願いしてまいります。

次に、月例経済報告によりますと、景気は、東日本大震災の影響により依然として厳しい状況にあります。緩やかに持ち直しているとし、先行きについても、景気の持ち直し傾向が続くことが期待されるとしております。しかしながら、原子力災害の影響や欧州の債務危機など国内外に景気が下振れする多くのリスクが存在すること、またデフレの影響や雇用情勢の悪化懸念が依然残っていることにも注意が必要としております。

さて、平成24年度予算編成につきましては、現在、積み上げ作業を行っております。これまでの財政健全化の取り組みによりまして、主要財政指標の一定の好転を見たところであります。引き続き財政規律を堅持しながら、町民ニーズに応じた施策の展開を基本に、生涯を通じた人づくりや安全・安心な暮らし、まちづくりを目指します。

少し話は変わりますが、今年の世相をあらわす漢字一文字が「絆」、この一字と発表されております。確かに、今年ほど、家族、仲間、地域、そして日本国民のきずなの大切さを感じられた年はなかろうかと思えます。他者への思いやり、人としての挟持、生きる上での志、そういうものの大切さを改めて知った思いでございます。

まちづくりは、町長だけでは何もできません。議会議員各位、職員、そして何よりも町民の皆様方のご支援が今まで以上に必要であろうかと思っております。限られた財源を重点的かつ戦略的に配分し、第5次伊根町総合計画に掲げる将来像「ひとが生き生き」、その実現に向け鋭意努力いたします。皆様のご支援、ご協力のほど、よろしくお祈りを申し上げます。

本定例会にご提案いたします議案は、人事案件、条例改正、平成23年度各会計補正予算、工事請負契約、財産の無償譲渡など16議案となっております。各議案の内容につきましては、提案理由によりご説明申し上げますので、何とぞ慎重審議の上、ご可決賜りますようよろしくお願い申し上げます。本定例会開会のごあいさつといたします。

○議長(宮下愿吾君) ただいまの出席議員は全員です。

ただいまから平成23年第4回伊根町議会定例会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎ 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（宮下愿吾君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
本日の会議録署名議員は、会議規則第116条の規定によって、議長において
1番、和田義清君
6番、松山義宗君を指名します。

◎ 日程第2 会期の決定

○議長（宮下愿吾君） 日程第2、会期決定の件を議題にします。
休憩をします。

休憩 9時34分

再開 9時35分

○議長（宮下愿吾君） 再開いたします。休憩前に引き続き会議を開きます。
会期決定の件についてをお諮りいたします。今期定例会の会期は、本日から12月22日までの
10日間といたしたいと思っております。ご異議ありませんか。
（「異議なし」の声あり）

○議長（宮下愿吾君） 異議なしと認めます。したがって、会期は本日から12月22日までの
10日間に決定をいたしました。

◎ 日程第3 諸般の報告

○議長（宮下愿吾君） 日程第3、諸般の報告を行います。
事務局より報告事項を申し上げさせます。横川主査。

○議会議務局主査（横川 純君） それでは、諸般の報告を申し上げます。

初めに、平成23年第3回定例会以降におけます議長さん、議員さん、諸会議等への出席状況は、
お手元に配付の公務報告のとおりでございます。

また、12月以降の議員派遣につきましても、お手元に配付いたしました議員派遣のとおりでござ
います。

本年9月、10月、11月に開催されました研修会等の議員派遣につきましても、議員派遣結果
報告のとおりでございます。

次に、伊根町監査委員から、本年8月分から10月分の例月出納検査結果報告書の送付がござい
ました。事務局で保管しておりますので、必要な方はご閲覧いただきますようお願いいたします。

最後に、京都府保険医協会より陳情書の提出がありましたので、各議員さんに配付しております
のでご確認ください。

以上で、諸般の報告を終わります。

◎ 日程第4 議案第60号

○議長（宮下愿吾君） 日程第4、議案第60号 平成23年度伊根町一般会計第5回補正予算を
議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。吉本町長。

○町長（吉本秀樹君） 失礼いたします。少々、私、風邪を引いておまして、鼻声でちょっとお
聞き苦しいかと思っておりますけれども、ご理解のほどいただきたく思います。

議案第60号 平成23年度伊根町一般会計第5回補正予算についてご説明申し上げます。

補正予算書1ページをごらんください。

歳入歳出予算の総額に6,888万1,000円を追加し、総額26億1,242万
4,000円とするものでございます。

10、11ページでございますが、歳入の主なものは、10款地方交付税で114万
5,000円の増額は不足額を計上しております。普通交付税の留保額については3,621万
3,000円となります。

12款分担金及び負担金22万3,000円の増額は、農地農業用施設維持管理工事及び老人ホ
ーム入所者負担金でございます。

13款使用料及び手数料19万6,000円の減額は、温泉使用料の減額です。

14款国庫支出金4万8,000円の増額は、住宅耐震診断について、2件分の増額でございます。

15款府支出金51万5,000円の減額は、重点分野雇用創出事業、林業振興費補助金、原木魚礁補助金などの減額と統計調査委託金の増額によるものです。

17款1項寄附金20万円の増額は、子育て支援充実資金としての指定寄附でございます。

19款繰越金7,748万6,000円の増額は、前年度繰越金でございます。

20款諸収入139万円の増額は、市町村消防賞じゅつ基金協会解散に伴う余剰金、消防団員退職報償金などでございます。

21款町債1,090万円の減額は、残土処分場建設事業について、充当率の変更などによるものでございます。

次に、歳出では、12、13ページでございますが、人事院勧告等に伴う人件費の補正についての説明は省略させていただきます。

2款総務費、1項総務管理費5,911万円の増額で、主なものは、庁舎管理費の増額は、印刷機についてのリースとしていたものを買取りで更新するものです。町営バス運行事業の増額は、ガソリン等の高騰により運行経費が増額となったものでございます。財政調整基金の増額は、財政調整基金への前年度繰越額の2分の1相当額の積み立てを計上しております。これによりまして、財政調整基金は10億2,051万4,000円となります。木造住宅耐震改修事業の増額は、木造住宅耐震改修事業について、現在2戸分予算計上しておりましたが、追加の要望があった場合に対応できるよう増額するものでございます。統計調査費の増額は、経済センサスの追加交付によるものです。

3款民生費801万2,000円の増額は、高齢者福祉費について、それぞれ対象者等の増によるものでございます。そして、子ども手当支給額の変更によるシステム改修経費を計上しております。

4款衛生費43万3,000円の増額は、伊根診療所へ繰出金及び新ごみ処理施設の事業実施に向け、1市2町で宮津与謝広域ごみ処理施設整備推進協議会を平成24年1月4日の業務開始を目指して与謝野町内に設置するための経費でございます。

5款労働費149万4,000円の減額は、重点分野雇用創出事業の減額で、東日本大震災の被災失業者雇用事業として新井崎水産への申し込みがなかったことによるものでございます。

6款農林水産業費71万7,000円の増額は、農地農業用施設管理事業は本庄宇治区内の農道舗装の増額と、減額はそれぞれの事業完了等によるものです。

7款商工費7,000円の増額です。

8款土木費5万9,000円の減額です。

9款消防費138万5,000円の増額は、消防団員退職報償金、安全装備品でヘッドライトの購入や、9月2日からの台風12号接近による避難所開設による経費などでございます。

10款教育費14万3,000円の減額です。

11款災害復旧費、1項農林水産施設災害復旧費74万1,000円の増額です。

細部につきましては各担当課長等からご説明申し上げますので、ご可決賜りますようお願いいたします。

○議長（宮下愿吾君） 今岡課長。

○総務課長（今岡敬雄君） 議案第60号 平成23年度伊根町一般会計第5回補正予算について説明（各担当課長説明記載省略）

○議長（宮下愿吾君） それでは、これより質疑を行います。1番、和田義清君。

○1番（和田義清君） 31ページの消防費の災害対策費の時間外の勤務手当のところなんですけれども、このときは何人ぐらいの態勢で出動されておったか、わかれば教えていただきたいんですけども。

○議長（宮下愿吾君） 今岡課長。

○総務課長（今岡敬雄君） この関係につきましては、9月2日金曜日だったと思いますが、金曜

日の午後7時ごろ、警報等が発令されました。金、土、日の3日間、職員が詰めておりまして、その内本庄診療所と伊根診療所に要配慮者の関係で、2名の方がそちらのほうにいましたということやら、それから私どもの本部にも職員が詰めております。それから、この日は旧村単位で4カ所、ほっと館、泊泉苑、本庄地区公民館と、それから筒川文化センターに避難所を開設いたしております。こちらのほうに、最低2名ですので8名というふうなところから職員を配置しております。

全体の職員数につきましては、また後ほど調べまして報告をさせていただきます。

○議長（宮下愿吾君） ほかに質疑ありませんか。3番、濱野茂樹君。

○3番（濱野茂樹君） 会計管理者のほうにお伺いしたいんですが、19ページの行政共通事務費、こちらのほうでリースのほうから買い取りに変更ということで、庁用器具費ということで備品購入費が計上されております。ここでまず、賃借料がなぜ減らないのか。当初予算に比べて、切りかえたとあれば、賃借のほうの関係の予算が減額されるべきではないかと思えます。

また、行政情報化推進事業費の庁用器具、これご説明いただきましたが、もう少しわかりやすくご説明いただきたいと思えます。

○議長（宮下愿吾君） 前野会計管理者。

○会計管理者（前野義明君） 19ページの行政共通事務費の18節庁用器具費でございますが、以前からありましたラインプリンターにつきましては、一応リース期間が切れておりまして、今、リースアップした状態で使用しております。それを、新たにインクジェットプリンターに買い換えようとするものでございます。

また、行政情報化推進事業の18節の庁用備品でございますが、以前から幹部職員以上で各仕事用のインターネットができるパソコンを使っておりましたが、職員皆さんには使えない状態でございます。今回、7月から無料で3カ月間のテストをしまして、各職員がインターネットができるかできないか、以前でしたら、回線等、セキュリティー等、問題があるので全職員がインターネットできない状況だったんですけども、今回、セキュリティーもアップしまして、無料で3カ月、試しに試験をしてみましたら、全職員、問題なく使用ができたということで、今回、各職員全員がインターネットできるようにライセンスを購入しようというものでございます。

○議長（宮下愿吾君） ほかに質疑ありませんか。9番、大谷功君。

○9番（大谷 功君） 27ページの3目農業振興費、19節の補助金、ほんまもん京ブランド産地支援事業20万6,000円ですが、これは全額、府の補助金で予算計上されとるんですが、この機械の価格は幾らなのかということと、府の補助金が出ておるんですが、伊根町の補助金はなぜ出ないのかということらを教えていただきたいと思えます。

○議長（宮下愿吾君） 泉課長。

○地域整備課長（泉 良悟君） ほんまもん京ブランド産地支援事業の補助金でございますが、事業費につきましては45万8,000円ということで、補助率45%ということで府の補助事業分を本予算に計上しております。

今回、現在整備をしておりますいろんな農業関係の施設、機械、非常に多様なものがございまして、そのものに対してどれだけ町が上積みをするかということが十分整理できてないというような状況でございます。

町の考え方としましては、ハウス生産組合が実質生産基盤としておりますいわゆるハウスでございますが、そういった不動のもの、このものに対して5%の上積みを鋭意しておるといふ経緯はございますが、汎用性のきくものについては支援はしておりません。この辺も含めて、現在、整理をしていこうということで、担当係のほうには現在指示しておりますので、その理由等については今検討中ということで、よろしくお伺いしたいというふうに思っております。

○議長（宮下愿吾君） ほかに質疑ありませんか。9番、大谷功君。

○9番（大谷 功君） 31ページの9款消防費、2目非常備消防費の消防団運営活動費ですが、今回、消防団員安全装備品整備等助成金でヘッドライトの購入ということなんですが、悪いことではないんですけども、そのほかにも消防団備品で、例えば防火服とかそういうのが大変傷んでおるのかなというふうに思っておるわけですが、そういうものを今後こういう事業を使って購入する予定があるのかどうか、消防団員でありながら、なかなか聞きづらいんですが、よろしくお伺いし

たいと思います。

○議長（宮下愿吾君） 鍵主幹。

○総務課主幹（鍵 良平君） ただいま大谷議員ご指摘いただきましたとおり、老朽化の進んでおります装備品につきましては、今後、計画的に更新をする必要を町としても考えております。特に今ご指摘のありました防火服につきましては、装備してから年数も経過しておりまして、早急に対応しなければならない案件というふうに認識しております。

○議長（宮下愿吾君） ほかに質疑ありませんか。5番、佐戸仁志君。

○5番（佐戸仁志君） 15ページの泊泉苑温泉使用料、長寿苑温泉使用料の減なんですけど、私の知り得る限りでは、夏場の書き入れどきに温泉をくみ上げるポンプが故障したというんが原因だとは思いますが、1年少し経過したポンプが故障するという原因のほうで解明できたのかどうかお聞かせ願いたいと思います。

○議長（宮下愿吾君） 泉課長。

○地域整備課長（泉 良悟君） 今回の温泉の故障でございますが、ちょっと記憶しておりますのは、400万で交付金を使って温泉の新規に入れかえをさせていただいた経緯がございます。その期間がわずか1年少しで故障ということになったわけで、この原因を十分追求することで、ちきりでんきさんのほうに仕事をしていただいたわけなんですけれども、一旦ポンプを引き揚げまして、それをメーカーのほうに出しまして、どういうことが原因だということで調べていただきましたら、やはり漏電等が原因で水中ポンプが傷んだということで、メーカーが全て補償をするということになりました。

また、それに対する担保責任もございますので、その部分については請負っていただいた業者さんにすべて、これらの工事につきまして、やりかえを無償でしていただいたということで、あつてはならない故障だったということで、メーカーの製品不良ということはもうやむを得ないことになるわけなんですけれども、それ以外にも工事の手落ちによりましてそういったことのないように今後は十分注視をしていきたいというふうにも考えておりますし、供給をしております泊泉苑あるいは特別養護老人ホームに対しましても、十分その事情についても説明をさせていただいて、理解をいただいているというところでございます。

以上でございます。

○議長（宮下愿吾君） ほかに質疑ありませんか。質疑がないようではありますが、これにて質疑を終わりたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（宮下愿吾君） 異議なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第60号 平成23年度伊根町一般会計第5回補正予算を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。起立全員です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎ 日程第5 議案第61号

○議長（宮下愿吾君） 日程第5、議案第61号 平成23年度伊根町国民健康保険特別会計第2回補正予算を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。吉本町長。

○町長（吉本秀樹君） 議案第61号 平成23年度伊根町国民健康保険特別会計第2回補正予算について説明申し上げます。

初めに、事業勘定を説明させていただきます。

35ページをお願いいたします。

事業勘定の歳入歳出予算総額に829万4,000円を追加し、総額を3億6,629万3,000円とするものでございます。

40、41ページをごらんください。

歳入は、3款国庫支出金7万8,000円の増額です。

4款療養給付費等交付金893万5,000円の増額です。歳出での退職被保険者等療養給付費を受け入れるものでございます。

6款府支出金9万6,000円の増額です。

10款繰入金89万7,000円の減額は、国保財政調整基金を減額するものでございます。

11款繰越金8万2,000円の増額です。前年度繰越金でございます。

42、43ページをお願いいたします。

歳出は、2款保険給付費657万8,000円の増額です。外来件数の増に伴う医療費の増額です。

3款後期高齢者支援金等6万1,000円の増額です。

4款前期高齢者納付金等3,000円の増額です。

8款保健事業費8万8,000円の増額は、ジェネリックとの差額通知作成手数料等でございます。

11款諸支出金156万4,000円の増額です。確定に伴う前年度分の療養給付費及び特定健診等の国庫負担金及び府負担金の返還金でございます。

次に、伊根診療所勘定の説明をさせていただきます。

歳入歳出予算額に170万5,000円を追加し、総額を1億2,160万8,000円とするものでございます。

54、55ページをごらんください。

歳入については、1款診療収入144万円の増額は、患者の伸びによるものでございます。

7款繰入金22万9,000円の増額です。今回の補正に伴う財源不足を繰り入れるものでございます。

8款繰越金3万6,000円の増額です。前年度繰越金でございます。

56、57ページをお願いいたします。

歳出についてですが、1款総務費49万5,000円の増額です。

2款医業費121万円の増額です。在宅酸素療法機器リースの増額は、患者数増加によるものでございます。

細部につきましては担当課長等からご説明申し上げますので、ご可決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（宮下愿吾君） 芦原課長。

○住民生活課長（芦原 誠君） 議案第61号 平成23年度伊根町国民健康保険特別会計第2回補正予算について説明（担当課長説明記載省略）

○議長（宮下愿吾君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。7番、三野三千彦君。

○7番（三野三千彦君） 47ページなんですけど、退職被保険者等療養給付費ですが、もうちょっと詳しくご説明を願えたらありがたいんですが。

○議長（宮下愿吾君） 芦原課長。

○住民生活課長（芦原 誠君） この退職被保険者等療養給付費633万円の増額でございますが、3月から8月までの実績が、昨年と比べましたら、昨年は4件ほどでしたが、8月までの実績で10件と入院がふえております。そのことに伴います増でございます。

○議長（宮下愿吾君） ほかに質疑ありませんか。5番、佐戸仁志君。

○5番（佐戸仁志君） 歳入歳出両方で上がっております在宅酸素療法というのはどんなものなのか、ご説明お願いいただきたい。

○議長（宮下愿吾君） 芦原課長。

○住民生活課長（芦原 誠君） 呼吸器系の疾患いうんですか、そういった方々の療養費になってきます。在宅酸素機械を使って、結構、一般家庭の方でも鼻のほうに酸素ボンベなんかを差し込んで療養されておられる方があります。そういった方の療養給付費です。

○議長（宮下愿吾君） 休憩をいたします。

休憩 10時34分

再開 10時36分

○議長（宮下愿吾君） 再開をいたします。休憩前に引き続き会議を開きます。

ほかに質疑ありませんか。7番、三野三千彦君。

○7番（三野三千彦君） ちょっと教えてほしいんですけども、薬の関係なんですけれども、ジェネリックを今現在使われとるんですが、これまでジェネリックが入る前に使ってた薬とジェネリックを使つとる薬と、どれぐらい金額が安なるとか、わかればちょっと教えてほしいと思いますが。

○議長（宮下愿吾君） 芦原課長。

○住民生活課長（芦原 誠君） 金額につきましては、もうそれぞれ薬によって差が違いますので、やはり実際に使っておられる薬をジェネリックに変えた場合にはどれぐらい安なるかということをお調べさせていただいて、その差額通知を出すというものですので、薬によって差が違いますので、ちょっと明確に幾らというようなことははっきりとお答えすることはできません。

○議長（宮下愿吾君） ほかに質疑ありませんか。質疑がないようではありますが、これにて質疑を終わりたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（宮下愿吾君） 異議なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第61号 平成23年度伊根町国民健康保険特別会計第2回補正予算を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。起立全員です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎ 日程第6 議案第62号

○議長（宮下愿吾君） 日程第6、議案第62号 平成23年度伊根町介護保険特別会計第1回補正予算を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。吉本町長。

○町長（吉本秀樹君） 議案第62号 平成23年度伊根町介護保険特別会計第1回補正予算について説明申し上げます。

63ページをごらんください。

保険事業勘定で、歳入歳出予算総額に1,655万7,000円を追加し、総額を3億8,678万円とするものでございます。

68、69ページをごらんください。

歳入では、4款国庫支出金536万6,000円の増額は、介護給付費負担金調整交付金の増額です。

5款支払基金交付金583万6,000円の増額は、介護給付費などでございます。

6款府支出金277万5,000円の増額は、各サービスや高齢化対策推進業費補助金の増によるものでございます。

10款繰入金258万円の増額、各サービスの増加によるものでございます。

70、71ページをごらんください。

歳出でございますが、1款総務費3万円の増額です。

2款保険給付費1,643万1,000円の増額は、各サービスの増加等によるものが主なものでございます。

5款地域支援事業費10万3,000円の増額です。

6款基金積立金7,000円の減額でございます。

細部につきましては担当課長等からご説明申し上げますので、ご可決賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（宮下愿吾君） 上山主幹。

○住民生活課主幹（上山富夫君） 議案第62号 平成23年度介護保険特別会計第1回補正予算について説明（担当課長説明記載省略）

○議長（宮下愿吾君） これから質疑を行います。1番、和田義清君。

○1番(和田義清君) 76ページの歳出の介護予防サービスの諸経費についてお伺いしたいんですが、1目の介護予防サービス、いわゆるヘルパーの利用料が減ったということで減額のほうになっておりますが、それとその他の介護予防の福祉用具の購入費等が上がっておりますけれども、これをちょっと教えてほしいんですけれども、ヘルパーさんのほうの利用料が減って、こういう福祉用具の購入のほうが増えているということは、それだけ便利なものができて、わざわざヘルパーを呼ばなくてもよくなったというようなとらえ方でよろしいのでしょうか。

○議長(宮下愿吾君) 上山主幹。

○住民生活課主幹(上山富夫君) 和田議員ご質問の予防サービスにおける給付費で、訪問介護が伸びていないということで328万円の減額をさせていただいたものと、福祉用具の購入費の関連だというふうに思うんですけれども、まず1つ目の訪問介護分が伸びていないという部分につきましては、一つは計画策定の時点が約3年前になりますので、そのときの計画時点の計画量が少し大きかったのかなということが考えられます。もう1点は、これは具体的な要望がありますのは、利用者の方が利用したいときになかなかその時間帯が合わないというんですか、そういった部分もお伺いしていますので、今後、利用したい時間帯に利用していけるような、制度設計については少し考えていく必要があるかなというふうに考えております。その大きく2点で、伸びていないということが考えられます。

また、介護予防福祉用具の購入費につきましてですが、具体的に直接的な先ほどのサービス給付費、訪問介護との相関性はないというふうに考えております。今回、福祉用具購入費がどちらも増えておりますけれども、具体的にはちょうどその時期が重なったというふうに認識をしておるところでございます。

以上です。

○議長(宮下愿吾君) ほかに質疑ありませんか。質疑がないようであります。これにて質疑を終わりたいと思っておりますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(宮下愿吾君) 異議なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。討論なしの声があります。討論なしと認めます。

これから、議案第62号 平成23年度伊根町介護保険特別会計第1回補正予算を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。起立全員です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎ 日程第7 議案第63号

○議長(宮下愿吾君) 日程第7、議案第63号 平成23年度伊根町後期高齢者医療特別会計第1回補正予算を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。吉本町長。

○町長(吉本秀樹君) 議案第63号 平成23年度伊根町後期高齢者医療特別会計第1回補正予算についてご説明を申し上げます。

81ページをごらんください。

歳入歳出予算総額に9万円を追加し、総額を3,477万2,000円とするものでございます。

86、87ページをごらんください。

歳入では、3款繰入金3万円の減額です。

4款繰越金3万円の増額は、前年度繰越金確定によるものでございます。

5款諸収入9万円の増額です。

88、89ページをごらんください。

歳出では、3款諸支出金9万円の増額は、還付金でございます。

細部につきましては担当課長等からご説明申し上げますので、ご可決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長(宮下愿吾君) 芦原課長。

○住民生活課長(芦原 誠君) 議案第63号 平成23年度伊根町後期高齢者医療特別会計第

1 回補正予算について説明（担当課長説明記載省略）

○議長（宮下愿吾君） これから質疑を行います。3番、濱野茂樹君。

○3番（濱野茂樹君） 失礼します。諸収入で、保険料還付金を広域連合から受け入れるということで8万円、あと還付加算金利子分ですね、それについて1万円ということで、予備費が当初予算で10万円計上されております。なぜこのぐらいのことで予備費を使用されないのか、充当されないのか、ご質問させていただきます。

○議長（宮下愿吾君） 芦原課長。

○住民生活課長（芦原 誠君） 予備費の支出につきましては、もしもまた違ったことで大きな支出が出てくるかもわかりませんので、この還付加算金につきましてはルールに従ったものですので、明確にするために予算化をさせていただきました。

○議長（宮下愿吾君） ほかに質疑ありませんか。質疑がないようではありますが、これにて質疑を終わりたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（宮下愿吾君） 異議なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第63号 平成23年度伊根町後期高齢者医療特別会計第1回補正予算を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。起立全員です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

休憩をいたします。15分休憩をいたしまして、11時15分に再開をいたしたいと思っております。よろしくお願ひします。

休憩 10時58分

再開 11時13分

○議長（宮下愿吾君） 再開をいたします。休憩前に引き続き会議を開きます。

最初に、先ほど和田議員から質問がありました消防の残業手当等に関する件につきまして、課長のほうより答弁の申し出がありますので、これを許します。今岡課長。

○総務課長（今岡敬雄君） 先ほどの件でございます。

台風12号にかかわります職員の動員態勢でございますが、まず9月2日です。9月2日につきましては9名態勢でございます。当然、一晩中というふうなことでございます。

それから3日ですが、3日、4日につきましては、20名態勢であります。

以上でございます。

○議長（宮下愿吾君） よろしいですね、この件に関しまして、和田議員。

○1番（和田義清君） はい。

◎ 日程第8 議案第64号

○議長（宮下愿吾君） 日程第8、議案第64号 監査委員の選任についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。吉本町長。

○町長（吉本秀樹君） 議案第64号 監査委員の選任についてでございます。

石倉靖司代表監査委員が平成24年1月13日に任期満了となるため、次の者を選任したいので、議会の同意を求めらるものでございます。

伊根町字本庄上1259番地、坂中宗一郎、昭和28年4月11日生まれです。

人事案件のため担当課長等からの細部説明については省略させていただきますが、ご同意賜りますようお願い申し上げます。

○議長（宮下愿吾君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。質疑なしの声があります。質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件は人事案件でありますので、討論を省略して直ちに採決に入りたいと思っておりますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（宮下愿吾君） 異議なしと認めます。討論を省略します。

議案第64号 監査委員の選任についてを採決します。

本案は原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。起立全員です。したがって、本案は原案のとおり同意されました。

◎ 日程第9 議案第65号

○議長（宮下愿吾君） 日程第9、議案第65号 人権擁護委員候補者の推薦についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。吉本町長。

○町長（吉本秀樹君） 議案第65号 人権擁護委員候補者の推薦についてでございます。

小南委員さんが平成24年3月末に任期満了となるため、次の者をその候補者として推薦したいので、議会の意見を求めるものでございます。

伊根町字新井557番地の1、石倉美保子、昭和26年9月27日生まれでございます。

人事案件のため担当課長等からの細部説明については省略させていただきます。

議会の意見を求めるものです。どうぞよろしくお願いを申し上げます。

○議長（宮下愿吾君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。質疑なしの声があります。質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件は人事案件でありますので、討論を省略して直ちに採決に入りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（宮下愿吾君） 異議なしと認めます。討論を省略します。

これから、議案第65号 人権擁護委員候補者の推薦についてを採決します。

本案は原案による者を適任と認めることに賛成の方は起立願います。起立全員です。したがって、本案は原案による者を適任と認めることに決定をしました。

◎ 日程第10 議案第66号

○議長（宮下愿吾君） 日程第10、議案第66号 固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。吉本町長。

○町長（吉本秀樹君） 議案第66号 固定資産評価審査委員会委員の選任についてでございます。

谷川委員さんが12月19日に任期満了となるため、次の者を選任したいので、議会の同意を求めるものでございます。

伊根町字本庄宇治711番地、岩井晴雄、昭和24年1月26日生まれでございます。

人事案件のため担当課長等からの細部説明については省略させていただきますが、ご同意賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（宮下愿吾君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。質疑なしの声があります。これにて質疑を終わりたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（宮下愿吾君） 異議なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りをいたします。本件は人事案件でありますので、討論を省略して直ちに採決に入りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（宮下愿吾君） 異議なしと認めます。討論を省略します。

これから、議案第66号 固定資産評価審査委員会委員の選任についてを採決します。

本案は原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。起立全員です。したがって、本案は原案のとおり同意されました。

◎ 日程第11 議案第67号

○議長（宮下愿吾君） 日程第11、議案第67号 財産区管理委員の選任についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。吉本町長。

○町長（吉本秀樹君） 議案第67号 財産区管理委員の選任についてでございます。

筒川財産区委員の辞職によるもので、次の者を選任したいので、議会の同意を求めるところでございます。

伊根町字菅野1384番地の3、上野正、昭和42年12月14日生まれです。

人事案件のため担当課長等からの細部説明については省略させていただきますが、ご同意賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（宮下愿吾君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。質疑がないようではありますが、これにて質疑を終わりたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（宮下愿吾君） 異議なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りいたします。本件は人事案件でありますので、討論を省略して直ちに採決に入りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（宮下愿吾君） 異議なしと認めます。討論を省略します。

これから、議案第67号 財産区管理委員の選任についてを採決します。

本案は原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。起立全員です。したがって、本案は原案のとおり同意されました。

◎ 日程第12 議案第68号

○議長（宮下愿吾君） 日程第12、議案第68号 伊根町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。吉本町長。

○町長（吉本秀樹君） 議案第68号 伊根町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正についてでございます。

災害弔慰金の支給に関する法律の一部改正する法律の施行に伴う改正でございます。

これは、東日本大震災により、弔慰金の支給範囲が兄弟姉妹まで拡大されたものによるものでございます。ただし、死亡した者の死亡当時、その者と同居し、生計を同じくしていた者に限ります。また、死亡した者の死亡当時において、死亡された方の配偶者、子、父母、孫、祖父母のいずれもがいない場合に支給されることになっております。

担当課長等からの細部説明については省略させていただきますが、ご可決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（宮下愿吾君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。質疑がないようではありますが、これにて質疑を終わりたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（宮下愿吾君） 異議なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りをいたします。討論を省略して直ちに採決に入りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（宮下愿吾君） 異議なしと認めます。討論を省略します。

これから、議案第68号 伊根町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。起立全員です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎ 日程第13 議案第69号

○議長（宮下愿吾君） 日程第13、議案第69号 筒川いきいき交流ハウスの設置及び管理に関

する条例の一部改正についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。吉本町長。

○町長（吉本秀樹君） 議案第69号 筒川いきいき交流ハウスの設置及び管理に関する条例の一部改正についてでございます。

本年、試行的に実施をいたしました。大変町民の皆さんには好評を得ております。その結果をかんがみまして、豪雪等に備えての一時入居について、条例で明確化するものでございます。

細部につきましては担当課長等からご説明申し上げますので、ご可決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（宮下愿吾君） 芦原課長。

○住民生活課長（芦原 誠君） 議案第69号 筒川いきいき交流ハウスの設置及び管理に関する条例の一部改正について説明（担当課長説明記載省略）

○議長（宮下愿吾君） これから質疑を行います。3番、濱野茂樹君。

○3番（濱野茂樹君） 条例第4条第2項「町長は、豪雪等に備え安心して生活ができる場を提供するため」とございます。ここに指す「豪雪等」につきまして、どこを指しているのか、どういった事例を指しているのか明確にお答えいただきたいと思っております。

○議長（宮下愿吾君） 芦原課長。

○住民生活課長（芦原 誠君） 一応「豪雪等」という表現させてもらっておりますのは、幅広く利用をしていただくように、そのときの状況によりまして判断をさせていただきたく、ちょっとあいまいな表現でございますが、このような表現にさせていただいております。

○議長（宮下愿吾君） 3番、濱野茂樹君。

○3番（濱野茂樹君） 条例に「等」というあいまいな文言を使用するという事は、例規上はいかがなものかと。総務課の例規をご担当の課長のほうから、この「等」の文言について、例規としてふさわしいのかどうかお答えいただきたいと思っております。

○議長（宮下愿吾君） 今岡課長。

○総務課長（今岡敬雄君） こういった関係につきましては、条例等についてもよく「等」を使う場合がございます。

○議長（宮下愿吾君） 3番、濱野茂樹君。

○3番（濱野茂樹君） 住民といたしましたら、こういった「等」という文言、役所の曖昧な文言というのは非常にわかりにくいものでございます。条例は町民にそっけつするものでございます。できましたら、今後につきましては「等」という文言はご使用いただかないようにしていただきたいと思っております。

○議長（宮下愿吾君） ほかに質疑ありませんか。8番、泉敏夫君。

○8番（泉 敏夫君） ここは何人が定員で、「等」だで台風でも何でも入れるとは思いますが、そういう「等」が使っていることは豪雪以外にも入れるということを意味したらいいんですね、台風でも何でも、そういう避難せえいうときには、もう全部入ってくれということで。それで、人員がどれぐらいなのか。そしたら、あとの施設をどういようにされるのか。ここだけが避難箇所ではないと思うんですが、そういうところの利用料とか、そういうことはどういふうになつものか、ちょっとお答えをお願いします。

○議長（宮下愿吾君） 芦原課長。

○住民生活課長（芦原 誠君） 部屋は3部屋となっておりますので、一応3世帯までが利用可能かなと思っております。

ただ、これから公募を行いまして、入りたい方の募集を募るわけですが、その場合に3名以上となったような場合に、例えば入居者の方で、ひとり暮らしの高齢者の方の中で相部屋でも構わへんということであつたら、その場合には4名入居していただくことも可能かなと思っております。

○議長（宮下愿吾君） ほかに質疑ありませんか。10番、奥野良一君。

○10番（奥野良一君） 昨年度、試験的、モデル的といいますか、行っていたいたわけですが、金額設定について、先ほど1カ月6,000円というようなことを言われましたが、この金額がふさわしいのか、どういった点から6,000円という金額が出てきたのかちょっと教えてほしいと

思いますが。

○議長（宮下愿吾君） 芦原課長。

○住民生活課長（芦原 誠君） 目安といたしましては、一月のいきいき交流ハウスのほうの光熱水費から積算をしているところでございますが、他府県の例を見ますと、完全個室の場合には大体1万円から1万5,000円に設定している自治体が多いようです。また、うちのように台所だとか浴室、トイレ等、共同利用の場合には、大体7,000円ぐらいが利用されるケースが多いようです。その点からしましたら、多少ですけれども、料金を6,000円程度というようなことで下げておりますので、ちょっとその辺で了解がいただきたいと思っております。

○議長（宮下愿吾君） 10番、奥野良一君。

○10番（奥野良一君） といいますと、先ほど泉議員の質問にお答えされましたけれども、一応3名というのは限度で、1人当たり6,000円ということによろしいわけですね。

○議長（宮下愿吾君） ほかに質疑ありませんか。1番、和田義清君。

○1番（和田義清君） すみません、先ほど濱野議員の質問の中での「豪雪等」のとらえ方なんですけれども、これは災害時におけるということでもいいんですね。例えば、急に雨が降って、裏の山が崩れそうで危ないとか、冬以外では、そういうふうには、特に筒川の奥のほうなんかは高齢の独居老人の方が多いんで、そういう方々の安全を確保するために一時的にこういうところに入るというような、そういうような解釈でいいんですね。

○議長（宮下愿吾君） 芦原課長。

○住民生活課長（芦原 誠君） そのように理解していただけたらと思っております。できる限り筒川いきいき交流ハウスが、あましてなかなか利用が少ない状況でございますので、幅広く、そういった災害時等になった場合にはもう利用していただけたらと思っております。

○議長（宮下愿吾君） 2番、上辻亨君。

○2番（上辻 亨君） さっきの関連質問なんですけれども、ということは、災害時に、名前を出しますけれども、筒川文化センターとかに入られる方は、まあ言うたらお金が要らんわけですね。そこへ行くとか料金がかかるわけですね。その辺はどうなんですか。

○議長（宮下愿吾君） 芦原課長。

○住民生活課長（芦原 誠君） 申しわけありません、使用料の減免のところに、第1項で「災害等により、住民が緊急かつ一時的に使用する場合は免除する。」という項目を挙げておりますので、その場合には免除させていただきます、災害時の場合には、申しわけありません。

○議長（宮下愿吾君） ほかに質疑ありませんか。質疑がないようではありますが、これにて質疑を終わりたいと思っておりますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（宮下愿吾君） 異議なしと認めます。質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。討論なしの声があります。これにて討論を終わります。

これから、議案第69号 筒川いきいき交流ハウスの設置及び管理に関する条例の一部改正についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。起立全員です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎ 日程第14 議案第70号

○議長（宮下愿吾君） 日程第14、議案第70号 伊根町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。吉本町長。

○町長（吉本秀樹君） 議案第70号 伊根町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正についてでございますが、本年の人事院勧告によって給料表の改正がございました。

給料月額についての改正で、1号給から3号給までは据え置き、4号給以上は減額となる改正でございます。

担当課長等からの細部説明については省略させていただきますが、ご可決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（宮下愿吾君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。質疑なしの声があります。これにて質疑を終わりたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（宮下愿吾君） 異議なしと認めます。質疑を終わります。

お諮りいたします。討論を省略して直ちに採決に入りたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（宮下愿吾君） 異議なしと認めます。討論を省略します。

これから、議案第70号 伊根町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。起立全員です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎ 日程第15 議案第71号

○議長（宮下愿吾君） 日程第15、議案第71号 財産の無償譲渡についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。吉本町長。

○町長（吉本秀樹君） 議案第71号 財産の無償譲渡についてでございます。

旧本庄小学校蒲入分校跡地について、地元から無償譲渡についての強い要望がございました。跡地については、開設時に地元提供いただいたという経過があるということから、全筆地元は無償譲渡したいというものであります。

なお、町有地で買収したものについては、買収価格で地元払い下げをしたという例はございません。

担当課長等からの細部説明については省略させていただきますが、ご可決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（宮下愿吾君） これから質疑を行います。質疑はありますか。質疑なしの声があります。これにて質疑を終わりたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（宮下愿吾君） 異議なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りいたします。討論を省略して直ちに採決に入りたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（宮下愿吾君） 異議なしと認めます。討論を省略します。

これから、議案第71号 財産の無償譲渡についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。起立全員です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎ 日程第16 議案第72号

○議長（宮下愿吾君） 日程第16、議案第72号 平成23年度伊根漁港海岸保全施設整備工事変更請負契約の締結についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。吉本町長。

○町長（吉本秀樹君） 議案第72号 平成23年度伊根漁港海岸保全施設整備工事変更請負契約の締結についてでございます。

護岸堤体工20m及び基礎捨石工40mの造工でございます。

細部につきましては担当課長等からご説明申し上げますので、ご可決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（宮下愿吾君） 白須主幹。

○地域整備課主幹（白須 剛君） 議案第72号 平成23年度伊根漁港海岸保全施設整備工事変更請負契約の締結について説明（担当課長説明記載省略）

- 議長（宮下愿吾君） これから質疑を行います。6番、松山義宗君。
- 6番（松山義宗君） この金額はわかったんですが、当初から今回変更というのは、変更理由ですね、例えば基礎がうまくなかったとか、そういった理由をちょっとお教えいただけますか。
- 議長（宮下愿吾君） 白須主幹。
- 地域整備課主幹（白須 剛君） 今回の変更理由につきましては、入札の執行残等により金額がございますので、その分を利用して工事の進捗を図るということで、延長を伸ばしております。それが理由でございます。
- 議長（宮下愿吾君） ほかに質疑ありませんか。質疑がないようではありますが、これにて質疑を終わりたいと思いますが、ご異議ございませんか。
（「異議なし」の声あり）
- 議長（宮下愿吾君） 異議なしと認めます。これで質疑を終わります。
これから討論を行います。討論はありませんか。討論なしの声があります。これで討論を終わります。
- これから、議案第72号 平成23年度伊根漁港海岸保全施設整備工事変更請負契約の締結についてを採決します。
- 本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。起立全員です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎ 日程第17 議案第74号

- 議長（宮下愿吾君） 日程第17、議案第74号 災害復旧事業の施行についてを議題とします。
本案について、提案理由の説明を求めます。吉本町長。
- 町長（吉本秀樹君） 議案第74号 災害復旧事業の施行についてでございますが、台風15号によって被災した井室地区内田んぼの施行でございます。
- 細部につきましては担当課長等からご説明申し上げますので、ご可決賜りますようよろしくお願い申し上げます。
- 議長（宮下愿吾君） 白須主幹。
- 地域整備課主幹（白須 剛君） 議案第74号 災害復旧事業の施行について説明（担当課長説明記載省略）
- 議長（宮下愿吾君） これから質疑を行います。1番、和田義清君。
- 1番（和田義清君） すみません、ちょっと地図が大まか過ぎてわからないんで、口頭で結構なんで、どの辺かいうのだけちょっと教えていただければよろしいでしょうか。
- 議長（宮下愿吾君） 白須主幹。
- 地域整備課主幹（白須 剛君） 位置的には、井室の一番六万部側に近い、国道より川向こうの家の裏手の山の上の耕作地になります。大体わかりますかね。よろしいですか。
- 議長（宮下愿吾君） ほかに質疑ございませんか。質疑がないようではありますが、これにて質疑を終わりたいと思いますが、ご異議ございませんか。
（「異議なし」の声あり）
- 議長（宮下愿吾君） 異議なしと認めます。質疑を終わります。
これから討論を行います。討論はありませんか。討論なしと認めます。これで討論を終わります。
これから、議案第74号 災害復旧事業の施行についてを採決します。
本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。起立全員です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎ 日程第18 伊根町選挙管理委員会委員及び補充員の選挙
について

- 議長（宮下愿吾君） 日程第18、伊根町選挙管理委員会委員及び補充員の選挙を行います。
お諮りをいたします。選挙方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定によって、指名推選にいたしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(宮下愿吾君) 異議なしと認めます。したがって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定をしました。

お諮りをします。指名の方法につきましては、議長が指名することにしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(宮下愿吾君) 異議なしの声があります。異議なしと認めます。したがって、議長が指名することに決定をしました。

選挙管理委員には、面橋好美君、増田公生君、井上冨治君、和田正二君、以上の方を指名します。

お諮りします。ただいま議長が指名しました方を選挙管理委員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(宮下愿吾君) 異議なしと認めます。したがって、ただいま指名しました面橋好美君、増田公生君、井上冨治君、和田正二君、以上の方が選挙管理委員に当選をされました。

次に、選挙管理委員補充員には、大泉幸稔君、山本重和君、佐川友睦君、和久田信夫君、以上の方を指名します。

お諮りをします。ただいま議長が指名しました方を選挙管理委員補充員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(宮下愿吾君) 異議なしと認めます。したがって、ただいま指名しました大泉幸稔君、山本重和君、佐川友睦君、和久田信夫君、以上の方が選挙管理委員補充員に当選をされました。

次に、補充の順序についてお諮りをいたします。補充の順序は、ただいま議長が指名しました順序にしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(宮下愿吾君) 異議なしの声があります。異議なしと認めます。したがって、補充の順序は、ただいま議長が指名した順序に決定をしました。

休憩をいたしたいと思います。午前中の会議はこれまでとし、午後1時から再開をいたしたいと思います。よろしくお祈りをします。

休憩 11時57分

再開 13時00分

◎ 日程第19 発議第2号

○議長(宮下愿吾君) 再開をいたします。午前中に引き続き会議を開きます。

日程第19、発議第2号 伊根町議会会議規則の一部改正についてを議題とします。

お諮りいたします。本案につきましては、各会派調整がされている発議であります。したがって、提出者の趣旨説明を省略し、また提出者に対する質疑、討論も省略し、直ちに採決に入りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(宮下愿吾君) 異議なしと認めます。提出者の趣旨説明、提出者に対する質疑、討論を省略します。

これから、発議第2号 伊根町議会会議規則の一部改正についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。起立全員です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎ 日程第20 発議第3号

～

◎ 日程第21 発議第4号

○議長(宮下愿吾君) 日程第20、発議第3号 職員の給与に関する条例の一部改正について、

日程第21、発議第4号 伊根町活き生きまちづくり定住促進補助金の交付に関する条例の制定についての2議案を一括議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。濱野議員。

○3番（濱野茂樹君） 発議第3号 職員の給与に関する条例の一部改正について及び第4号 伊根町活き生きまちづくり定住促進補助金の交付に関する条例の制定については、内容が重複しますので、一括にてご説明いたします。

我が国は、今、東日本大震災からの早期復旧・復興と福島第一原発事故の早期収束に向け、総力を挙げて取り組んでまいらなければなりません。

しかしながら、一方では、震災前から続く円高が進行する中、全国の経済状況は深刻の度合いが増すばかりであり、地域の中小企業対策、雇用確保、社会保障の充実など、地域におけるセーフティネットをしっかりと確保するため、地方自治体が果たす役割はますます重要となってきました。特に地域経済の活性化と安心・安全なまちづくりにつながる政策分野の充実・強化が求められているのは、皆様ご周知のとおりでございます。

地域経済の活性化、すなわち地域生活の活力を増進するために、著しい人口の減少傾向に抗して、地域生活を支える活力、快適な生活に必要な社会基盤やにぎわいをつくり出す必要があります。そのためには、人口減少の歯どめをかけなければなりません。

伊根町では、近年、Iターン、Uターンをされる方が増えてきているのは事実でございます。しかしながら、伊根町を離れる方は後を絶ちません。伊根町からの人口流出をとめ、地域生活の活力を増進し、安心・安全なまちづくりを実行するための今回提案するのが2つの条例でございます。

発議第4号 伊根町活き生きまちづくり定住促進補助金の交付に関する条例は、伊根町に定住するために住宅等を借りた場合に、その家賃の一部を補助することにより、人口の増加及び定着化による地域経済の活性化を図るというものでございます。

職員の給与に関する条例の一部改正については、発議第4号の定住促進補助金を支出するに当たり、町民に新たな負担を講ずるわけにはいきませんので、事業実施のための財源を捻出するため財源削減するものの必要があること並びに定住促進補助金の家賃補助により職員の住居手当が重複するので、福利厚生的要素が強く、伊根町内の民間企業ではほぼ支給されていない住居手当を町内・町外に限らず廃止いたします。

また、平成20年の東京都産業労働局の中小企業の賃金・退職金事情調査によると、住宅手当を支給している企業は50.6%だったものが、円高等の影響により、平成22年には43.6%と支給していない企業が増加しており、また支給している企業の約8割が支給廃止を検討しているといった調査結果もございます。

東日本大震災の経験を生かすべく、災害等の緊急時にできるだけ速やかに対応できる災害に強い行政機関を構築し、住民の皆さんが安心して暮らせるまちづくりを進めるため、通勤手当の支給額を見直すというものでございます。

なお、本提案につきましては、憲法22条の居住移転の自由、憲法22条並びに地方公務員法13条の平等取扱の原則に反していないか、2人の弁護士に内容を調査、精査、確認しておりますことを申し添えさせていただきます。

また、既に神奈川県海老名市等に類似する条例があることも申し添えさせていただきます。

財源に関してですが、職員の住居手当では、本年度当初予算上で251万1,000円、通勤手当は、職員名簿から参照し、該当する人数は16名でございます。情報を公開していただけませんでしたので、個別に計算ができないので削減額が正確には計算できませんが、最少の削減額を8,900円から5,800円に改正するときの差額2,400円とし、約46万1,000円の減額となります。また、5キロ未満の通勤手当の廃止により、該当者12名の単価が2,000円で月額2万4,000円、年額28万8,000円、2つの削減額約320万が削減額でございます。条例制定による住宅補助の見込み額を決算書及び予算書等から積算したところ、月額が約25万円、年額300万円となります。ここには、給与で家賃に対する手当の支給を受けていると思われる方は除外しております。

以上の積算から、住宅補助は、個人が借り受けているものへの補助と年数等で対象外となるもの

を考えて、伊根町の財源の持ち出しはないと推測しております。また、現在の職員の給与に関する条例での住宅補助は、ほぼ永久に支給されるわけですが、定住条例では、年齢制限、年数制限等があるので、単純な単年比較だけではなく、5年後の経費を勘案すると、将来的には町の財政を逼迫するものではないと考えております。

では、ここで条例案を各項目について詳細にご説明申し上げます。

発議第3号 職員の給与に関する条例の一部改正についてでございます。

本改正では、住居手当を削減するとともに、通勤手当の距離数の見直しを講じております。

新旧対照表でご説明させていただきます。

第2条（給料）のところで、「住居手当」の文言を削除しております。

第14条の8（通勤手当）におきまして「片道5キロメートル未満」等を削除しており、支給されるのは「片道5キロメートル以上10キロメートル未満である職員」並びに「片道10キロメートル以上である職員」と簡素化した内容となっております。これにつきましては、各委員さんが例えば伊根町役場で会議をする場合、伊根地区内の委員さんには費用弁償が支給されていない現状、それを鑑みまして、5キロ未満を廃止しております。

続きまして、発議第4号 伊根町生き生きまちづくり定住促進補助金の交付に関する条例の制定についてでございます。

第1条（目的）といたしまして、人口の増加及び定着化を図り、もって町勢の発展に寄与することを目的としております。

第2条（対象者）第1項につきましては、転入・転出することによる交付を一度とするため、こういった文言を設けております。

第2項、伊根町から転出して5年以上経過した後、再度、伊根町に住居登録をした者、これにつきましては、転出後5年以上経過して伊根町に帰ってくるUターン者を交付の対象としております。

第3条（補助金の交付要件）、これにつきましては、転入後1年は町民税が課税できません。それは、1月1日現在の住所地で住民税が課税されるからでございます。町民税の課税ができる2年目以降から交付対象とします。ただし、2年以上住居を有することを確約した場合には対象とさせていただきます。

補助金の交付対象外でございますが、地方税法第294条第3項、これにつきましては、住登外課税でございます。住登外課税されている者に対しては交付いたしません。

また、第2項、給与で住居手当を既に支給されている方は除外させていただきます。

第3項、生活保護法第33条の規定による住宅扶助を受けている者でございますが、補助金の二重交付はしないという原則でございます。

蒲入定住化促進住宅設置及び管理に関する条例に規定する住宅につきましても同様でございます。

申請する年の1月2日ということは、これは1月1日に住民票が伊根町にあれば、翌年の町民税が課税できます。よって、1月2日の住民登録していないということは、12月中に転出をしているということなので、その年の補助金は交付いたしません。

交付対象は世帯主といたします。

年間所得の総額が376万以上の世帯、これにつきましては、限られた予算を有効に使うため、所得制限を設けております。公営住宅法の規定に基づき、公営住宅に引き続き5年以上入居している者で、2年間引き続き月額所得が31万3,000円を超える者は、期限を定めて明け渡し請求が行われます。その金額に合わせております。

当該年度の4月1日に50歳以上である者、これにつきましては、この条例は若者の定住を促進したい、そして世帯主が50歳以下となっております。

地方税等の滞納のある世帯に属している者、これについては、税等の滞納者に対しては交付しないというものでございます。

第4条（補助金の額及び交付対象期間）、1万2,000円以上を対象とするのは、伊根町職員の住居手当の例によるものでございます。支給対象期間を前年度1月から3月まで及び当該年度4月から12月までの計12カ月とするのは、町民税の期間に合わせております。

補助金の月額につきましては、職員の住居手当の例によるものでございます。

住民登録をした月から起算して5年間を上限としております。しかしながら、16歳未満の扶養親族を有する間もしくは伊根町消防団条例に規定する消防団長もしくはその他の団員に任命されている世帯員を有する間につきましては、5年の期間を超えて補助金を受けることができます。補助期間を5年とした背景には、住宅に入られて5年経過した後は、町内に各種補助要綱をご利用になり家を建てるなどして、本当の意味での定住をしてほしいというものでございます。また、消防団員を5年以上というふうにさせていただいたのは、災害に強いまちづくりを推進することから、伊根町消防団員として、昼夜、伊根町の安心・安全のためにご尽力いただきたいという思いでございます。

4項扶養親族につきましては、町民税の申告上扶養者となっている者と定義しております。

第5条（支給申請）、支給申請につきましては、1月15日までにということしております。

第6条（補助金の審査決定）、これにつきましては、住民の生活にかかわるものでございます。町長には速やかに審査を行っていただきまして、交付あるいは却下の決定を行っていただくことにしております。

第7条（補助金の交付）でございます。交付決定後は、先ほど申しましたように、速やかに交付、支払いを行っていただきます。

補助金の交付の際の手続、申請者からの請求書につきましては不用としております。これは、伊根町会計規則第47条「収支命令者は、支出命令書又は支出負担行為兼支出命令書を作成しようとするときは、予算の節及び債権者ごとに作成し所属年度、支出科目、支出金額、債権者名、印鑑の正誤並びに支出の内容が法令又は契約に違反する事実がないかを調査し、債権者の請求書を添付しなければならない」というふうの規定されておりますが、ただし書きに「請求書を徴し難い場合、その他会計管理者が請求書を徴する必要がないと認めた場合は、支払額調書をもつてこれに代えることができる」となっております。その規定を利用するものでございます。

第8条（交付決定の取り消し）でございます。虚偽の申請があった場合、また住民票をさかのぼって移動させた場合につきましては、補助金を返還していただきます。

第9条（質問調査）でございます。職員に質問検査権を付与しております。

第10条（その他）でございます。この条例の施行に関し、必要なことがあれば規則で定めていただきます。

附則でございます。施行期日、この条例は平成24年4月1日から施行としております。

適用区分につきましては、施行1年目は4月から12月分を支給対象といたします。

また、第3項で、この条例の施行日前から住民登録をしている者は、第4条第3項の「住民登録をした月」を「この条例の施行日」と読みかえるものでございます。これは、今までから伊根町に住んで住居を借りている人を救うためでございます。

以上のおりご説明いたします。

本条例案につきましては、住民様の声を反映した条例案となっておりますので、ご可決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（宮下愿吾君） これから質疑を行います。9番、大谷功君。

○9番（大谷 功君） それでは、発議第3号について提出者にお伺いしたいと思います。

こういう発議は、法的に見れば何ら問題がないというふうに私も思っておりますが、こういう職員の給与に関する問題については、一般的に労使が話し合いを十分持って、妥結の上で町長側が議会に提案して決めるのが慣例と、こういう、ルールとっていいのかわかりませんが、ルールが確立されているのかなど私は認識しておるわけですが、そういう順番をなしに、今回こういう給与に関する発議が出されたということは、私はこういう方がいいのかなというふうに思うんですが、そこを提出者はどう思われていますか。

○議長（宮下愿吾君） 濱野茂樹君。

○3番（濱野茂樹君） 大谷議員さんからそのようなご質問をいただけたとは思っていなかったんですが、本条例に関しまして、住居手当並びに通勤手当につきまして、5年前の一般質問である議員のほう質問し、町長のほう回答しております。十分そのことはご存じであるというふうに認識しておるわけなんです、改めてここでご朗読させていただきます。

質問内容は次のとおりでございました。「職員の定住も重要な問題であります。以前、向井町長に関連質問を行ったときの答弁は、伊根町の方も町外へ通勤されているということの答弁であり、余り定住促進に意欲はなかったのではないかなど私は感じておりますが、町民の方々からも職員みずから町に住み、税金を町に落とすべきだとたくさんの方が言うておられますように、職員の定住も最重要課題と考えます。また、一般の伊根町企業には考えられないような住宅手当まで支給されており、町条例で済むことならば、私はこの条例を考える余地があると思っておりますが、町長さんのご所見をお願いします」といったものでございます。

それにつきまして町長のほうから答弁が出ております。これもご朗読させていただきます。

「伊根町職員の定住につきましても、子供の教育環境条件を重視した考えの結果、親の気持ちが働いているのかなという向きもでございます。しかしながら、職員の場合は町内に住宅を確保できれば、転出までに至らなくとも済むものではないかと考えます。職員の住宅手当につきましては、私自身、伊根町の環境と教育が低いとは考えておりませんが、伊根町内に実家を有しているにもかかわらず、町外へ転出して高い教育を受けようとの考え方、よい環境で暮らそうと考える職員はおります。その職員の住宅手当を支給する必要はないのではという、そのような気持ちは私も持ち合わせておるわけでございます。また、多くの住民の皆さんからも耳にいたしております。また、町外職員は消防団にも入団せず、負担の度合いが異なり、コミュニティ活動に関する貢献度も異なるわけでございます。町民税の納税もない町外職員に住宅手当を支給する必要が問われ、廃止を望む意見は少なくないわけでございます。今後は、職員組合と一緒に協議の上、職員の理解が得られるように検討していきたいと考えております」、これが5年前の一般質問の中身でございます。

ご存じのとおり、大谷議員さんはこの答弁もお聞きになったはずですが、そして、昨年、我が会派の和田議員のほうからも住宅手当についての提案を質問しております。このときに和田議員のほうから、成果はどうなったのかというあたりについてご質問いただいておりますが、そのあたりはもう皆さんご存じのとおりでございますので、私のほうからあえてご説明はいたしません。

以上のように、5年前から既にこの件につきましては職員組合と協議をするという理事者側の意見があった。でも、慣例というものをここで口出しするんであれば、5年前から協議をしていた中での慣例というのはちょっとおかしいのではないかな。突然上げたわけではなく、5年前、もっと向井町長の代から考えて議論してきたものが、そういったものに該当するのか。しないのではないかなというふうに考えますが、いかがなものでございますか。

○議長（宮下愿吾君） 9番、大谷功君。

○9番（大谷 功君） 濱野議員はそういうふうに言われるわけですが、実質的に労使との協議がされてないわけですから、そういう慣例無視と、無視という言い方は申しわけないですが、できていないんですから、濱野議員の言われることはひとつ私は理解できないんですが。

○議長（宮下愿吾君） 3番、濱野茂樹君。

○3番（濱野茂樹君） 大谷議員さんに逆に質問させていただきたいのですが、5年間の間、労使交渉はされたかどうかは、どこで確認されたんですか。

○議長（宮下愿吾君） 濱野議員、ただいまの質問はおかしいと思います。大谷議員に対する質問ですね。だから、理事者に対して、そういうことのどうのこうの経過はありますが、大谷議員に対して質問に——濱野議員が質問することはできません。濱野議員が回答する必要があります。今、質疑をお願いしていますから、よろしいですね。

ほかに質疑はございませんか。5番、佐戸仁志君。

○5番（佐戸仁志君） 私もこの手のあれは大好きなんですけど、1つ質問しておきたいのは、免許にかかわる職員ですね、保健師さんとか看護師さんとか、そういう方が、他町では住宅手当をいただいているのに伊根町でないということで集まりにくいとか、そういうことが起きるのではないかなというふうに思うんですが、それについてはどう思われますか。

○議長（宮下愿吾君） 3番、濱野茂樹君。

○3番（濱野茂樹君） 今年の新規採用職員の募集におきましては、募集要項に伊根町に在住する見込みという要件があったというふうに認識しておりますので、そういったことはないというふうに考えますが。

○議長（宮下愿吾君） ほかに質疑。5番、佐戸仁志君。

○5番（佐戸仁志君） 5年たつと住宅手当がなくなる、376万円を超えると住宅手当がなくなるということで、将来的に、女の方なんで家を建てるといふこともないでしょうし、伊根町内に、女の方と決めつけたらあかんのですけれども、そういうことはどうなんでしょう。

○議長（宮下愿吾君） 休憩をいたします。

休憩 13時29分

再開 13時30分

○議長（宮下愿吾君） 再開をいたします。休憩前に引き続き会議を開きます。

3番、濱野茂樹君。

○3番（濱野茂樹君） 所得制限につきましては、所得の総額が376万円以上、これは収入に直すと、給与の場合、大体540万前後となります。今現在、伊根町の一般公共住宅におきまして、それを超える方は住んでおられません。

○議長（宮下愿吾君） ほかに質疑はございませんか。9番、大谷功君。

○9番（大谷 功君） こういう重要な問題につきましては、十分な審議の期間が必要なのかなというふうに思います。つきましては、委員会付託にして、十分な審議期間を設けて、問題点なり、いいのか悪いのか審議をしていただければいいのかなというふうに思います。

○議長（宮下愿吾君） ただいま大谷議員のほうから委員会付託の申し出がございました。申し出のとおり、委員会付託について、皆さんご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（宮下愿吾君） 異議なしの声があります。異議なしと認めて、委員会付託といたしたいと思えます。

ただいま議題となっております発議第3号 職員の給与に関する条例の一部改正についてを総務常任委員会に付託することにしたいと思えます。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（宮下愿吾君） 異議なしと認めます。したがって、本案を総務常任委員会に付託することに決定をいたしました。

ただいま議題となっております発議第4号 伊根町生き生きまちづくり定住促進補助金の交付に関する条例の制定についてを総務常任委員会に付託することにしたいと思えます。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（宮下愿吾君） 異議なしと認めます。したがって、本案を総務常任委員会に付託することに決定をいたしました。

◎ 散 会

○議長（宮下愿吾君） 以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会をいたします。

12月22日の木曜日は、午前9時30分から中学校統廃合問題特別委員会、それから全員協議会を開催いたします。本会議は午後1時30分から開催する予定でありますので、よろしく願いをいたします。

ご苦労さんでした。

散会 13時34分

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

伊根町議会議長

署 名 議 員

署 名 議 員